

## 第 86 回 金沢市都市計画審議会議事録

### 1. 日時

平成 29 年 11 月 28 日 (火) 10:00～11:00

### 2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

### 3. 出席委員

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ① 学識経験者  | (各 50 音順)                   |
| 井口 栄市    | 金沢市農業委員会長                   |
| 佐野 浩祥    | 金沢星稜大学准教授                   |
| 高山 純一    | 金沢大学教授                      |
| 竹村 裕樹    | 金沢学院大学教授                    |
| 林 健治     | 金沢商工会議所常務理事                 |
| 松本 耕作    | 金沢経済同友会理事                   |
| ② 市議会議員  |                             |
| 秋島 太     | 金沢市議会副議長                    |
| 喜多 浩一    | 金沢市議会総務常任委員長                |
| 前 誠一     | 金沢市議会建設企業常任委員長              |
| ③ 関係行政機関 |                             |
| 表 正人     | 石川県農林水産部長 (代理)              |
| 富山 英範    | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理) |
| 橋本 徹     | 石川県警察本部交通部長 (代理)            |
| 山岸 勇     | 石川県土木部長 (代理)                |
| ④ 市民     |                             |
| 能木場 由紀子  | 金沢市校下婦人会連絡協議会長              |
| 野脇 格     | 金沢市町会連合会副会長                 |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第 86 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件が 2 件、その他案件が 1 件ございます。十分にご審議をお願いいたします。

それでは、はじめに都市整備局長の木谷より、ご挨拶を申し上げます。

○木谷局長

皆さんおはようございます。段々寒くなる中、お運びいただきましてありがとうございます。また、日頃の本市の都市計画行政やまちづくりに、ご協力、ご理解いただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

先だって、新幹線の影響を評価する検証会議から答申がなされました。まさにこの新幹線の開業の効果を持続するためにも、もう一回原点に戻ってきちんとしたまちづくりを進めていくということであったかと思えます。

特に我々、都市整備局の本務としましては、地に足をついたまちづくりを進めていく一番先端にいると思っております。このような中で、一つ一つの事柄を捉えてやっていきます時に、都市計画審議会というのは、一番大切な会議になろうかと思っております。本日は、先ほどありましたように計画案件が 2 件、その他案件 1 件ということで、お諮りしたいと思っております。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○司会

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市議会副議長秋島太委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

●会長

議事に入ります前に、事務局からの報告によりますと、委員 20 名の内、現在 15 名が出席しているということですので、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議が有効に成立していることを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は井口委員、林委員をお願いしたいと思います。

井口委員、林委員よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。

議案第 384 号「金沢都市計画地区計画の変更 福久町東部地区他 10 地区」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 384 号「金沢都市計画地区計画の変更 福久町東部地区他 10 地区」についてご説明いたします。

今回の変更は、本年 5 月に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」に伴い、新たに建築基準法の用途地域に「田園住居地域」が追加されることで、地区計画における建築物等の用途の制限で、建築基準法を引用している箇所の一部で表記にずれが生じる

ため変更を行うものであります。

金沢市内におきましては、現在、72 地区において地区計画を定めており、このうち、11 地区が今回の変更の対象となります。

お手元の議案書は2 ページから 21 ページになりますので、こちらのスクリーンと合わせてご覧下さい。また、お手元に建築基準法の改正箇所をまとめた参考資料（1・2）がございますので、合わせてご覧ください。

こちらは建築基準法の改正箇所をまとめたものです。スクリーンでは、左が現行、右が改正後となります。

まず、建築基準法の改正箇所について、ご説明いたします。現在、建築基準法の用途地域は、法第 48 条第 1 項及び別表第 2（い）項の第 1 種低層住居専用地域から第 13 項及び別表第 2（わ）項の用途地域の指定のない区域までとなっております。

今回、新たに「田園住居地域」が追加されることで、用途地域の一部で並び順が変わります。第 1 項から第 7 項及び別表第 2（い）項から（と）項までは変更はございませんが、第 8 項及び別表第 2（ち）項以降で並び順が変更となります。

法第 8 項及び別表第 2（ち）項に新たに「田園住居地域」が追加されます。これにより、第 8 項及び別表第 2（ち）項の近隣商業地域が、第 9 項及び別表第 2（り）項に変更となり、以下順に項がずれる形となります。

次に、この法改正に伴う今回の地区計画の変更箇所についてご説明いたします。

主な変更点につきましては、先ほど、ご説明いたしました、建築基準法に新たに「田園住居地域」が追加されることによる建築物等の用途の制限で、発生する項ずれに対応した修正を行います。今回の変更では、改正部分を引用している 11 地区について、記載の変更を行います。

変更を行う箇所の例といたしまして、こちらの木曳野地区地区計画でご説明いたします。議案書は、3 ページと 7 ページになります。

こちらは、今回変更対象となる地区計画で、建築物等の用途の制限により建築物を建築してはならない内容に、記載されている建築基準法の引用している部分を抜粋したものです。当該地区の流通業務地区において、現行では建築基準法別表第 2（り）項の記載が、改正後では（ぬ）項とした記載の変更を行います。

（り）項が田園住居地域の追加により（ぬ）項に項ずれとなります。

今回の地区計画の変更につきましては、建築基準法の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日施行となりますので、それに合わせて都市計画決定を行います。

最後に、本案件につきましては、平成 29 年 11 月 13 日から 11 月 27 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が地区計画の変更の説明でございます。

●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●A 委員

特に内容の変更はなく、法律の番号のみの変更ということですね。

○事務局

はい、そうです。

●会長

事前の説明の時に、このような変更は軽微案件ではないのかとお尋ねしたら、きっちり変更をしないとイケないとのことでした。

●B委員

軽微な変更で良いのではないかというお話ですが、先日、東海北陸ブロック担当課長会議がありまして、法律改正による項ずれは実質制限の変更はないので、軽微な形で取り扱いきれないかと県から要望を挙げさせていただいたのですが、今のところは、従来どおりということで、回答をいただきました。

●会長

確認の意味ということでの変更案件ですね。ありがとうございます。

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、特にご意見もないようですので、この案件につきましては、計画案通り答申します。

●会長

それでは続きまして、議案第385号「金沢都市計画下水道の変更（浅野処理区、西部処理区、臨海処理区）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 385 号 金沢都市計画下水道の変更についてご説明いたします。お手元の議案書は 22 ページから 27 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

今回の下水道の変更につきましては、3つの処理区においてそれぞれ変更がございます。こちらは処理区ごとの変更内容について記載しております。議案書は 22 ページ、23 ページになります。

まず、浅野処理区では、ポンプ場の廃止と位置の地名の変更、西部処理区では、下水管渠及び処理施設の位置の地名の変更、臨海処理区では、排水区域の拡大とポンプ場の位置の地名の変更を行います。

説明につきましては、大きく3つに分けさせていただき、最初に説明①として、臨海処理区の排水区域の拡大について、次に説明②として、浅野処理区のポンプ場の廃止について、最後に説明③として、ポンプ場などの位置の地名の変更について、説明させていただきます。

それでは、説明①の臨海処理区の排水区域の変更について、説明いたします。具体的には、現在、農業集落排水区域である薬師谷地区を、公共下水道区域に追加変更するものです。

位置図になります。議案書は 24 ページになります。こちらが北陸自動車道、国道 304 号、山側環状道路になります。こちらの森下川の北側に位置します赤色の円の中にある、少し細かいですが、赤色で着色された部分が、今回、公共下水道区域に追加変更する農業集落排水区域である薬師谷地区です。

農業集落排水区域の薬師谷地区の概要になります。現在、薬師谷地区の堅田町、不動寺町、河原市町、梨木町、鳴瀬元町、深谷町、四王寺町の各一部において、農業集落排水として汚水を処理しております。平成 28 年度に公共下水道に隣接する農業集落排水区域において、（公共）下水道区域への編入について検討を行いました。

薬師谷地区において、老朽化した農業集落排水汚水処理施設の設備更新に係る費用

と公共下水道への接続管路の新設工事費用との経済比較や、公共下水道の下流側管路の流下能力、及び処理場の能力確認などを行った結果、公共下水道区域に編入することが、経済的かつ効率的であることを確認しました。

今後は、平成30年度に接続管路の実設計、平成31年度に接続工事を行う予定としております。

こちらは下水道排水計画の案です。地図上の赤い丸の部分が、右下の写真にお示しする、薬師谷地区の排水処理施設です。こちらから月浦町の既存公共下水道管路に接続します。接続後は、湊3丁目にごございます臨海水質管理センターで処理されることとなります。

こちらが変更概要になります。議案書は23ページになります。赤文字で書かれた上段が変更前で、下段が変更後になります。今回の変更は、臨海処理区の排水区域約2,739haに、農業集落排水薬師谷地区の約29haを編入接続し、約2,768haに拡大するものです。なお、今回、既存の整備済み汚水処理区域の編入であることから、区域の追加については汚水のみ行うこととしております。

続きまして、説明②の浅野処理区のおのほ施設の廃止についてご説明します。具体的には、太陽が丘汚水中継ポンプ場の廃止についてです。

位置図になります。議案書は25ページになります。こちらが山側環状道路、こちらが県道芝原石引町線、浅野川になります。こちらの金沢大学と北陸大学の間にある太陽ヶ丘土地区画整理事業区域の西側に位置します青色の丸の箇所が、今回、都市施設を廃止いたします太陽が丘汚水中継ポンプ場になります。

太陽が丘汚水中継ポンプ場の概要になります。議案書は26ページになります。

太陽ヶ丘土地区画整理事業は組合施行による区画整理事業であり、汚水処理施設についても、組合によって整備され、現在も管理されております。今回、都市施設を廃止いたします太陽が丘汚水中継ポンプ場の位置については、計画図にお示しするとおりですが、現在は、写真にお示しするとおり、組合管理の太陽ヶ丘汚水処理場が立地しております。

こちらの太陽が丘地区は、将来の公共下水道接続が計画されていることから、排水区域としても都市計画決定されております。公共下水道への接続の際、当処理場施設を活用しながら、公共下水道へ接続するための中継ポンプ場を整備することを目的として、都市計画決定を行っております。

それでは、この都市施設を廃止する理由について、ご説明いたします。

当初、平成元年頃の太陽ヶ丘土地区画整理事業における計画汚水量については、当時の開発指導基準に基づき、一人当たり1日1,000<sup>リットル</sup>Lという汚水量原単位を用いて算出を行い、開発区域全体から、1分間あたり約3.6<sup>m<sup>3</sup></sup>の汚水が見込まれておりました。この度、近い将来に公共下水道への接続編入が見込まれることから、金沢市公共下水道で用いている最新の汚水量原単位による精査を行ったところ、一人当たり1日590<sup>リットル</sup>Lであり、区域全体からの排水量が1分間あたり約2.2<sup>m<sup>3</sup></sup>となりました。

日本下水道協会の示す基準より、1分間あたり3.2<sup>m<sup>3</sup></sup>以内であればマンホールポンプが採用可能となり、道路地下のマンホール内に設置するポンプである、マンホールポンプによる対応が可能であることから、中継ポンプ場が不要となるため都市施設を廃止するものです。

こちらは下水道排水計画の案です。現在の太陽ヶ丘汚水処理場に流入している管渠の最下流部の道路地下に、マンホールポンプを設置し、圧送及び自然流下の接続管により、紺色に着色しております既存の公共下水道管渠に接続する計画としております。こちらの汚水は、浅野本町にごございます城北水質管理センターで処理されることとなり、処理能力についても問題ありません。

こちらが変更概要になります。議案書は22ページになります。

赤字で書かれた上段が変更前で、下段が変更後になります。今回の変更は、太陽が丘汚水中継ポンプ場の廃止になります。

最後に、説明③といたしまして、浅野処理区、臨海処理区、西部処理区におけるその他施設及び下水管渠の位置の地名の変更について、ご説明します。

具体的には、施設が所在する地名の変更についてです。議案書は22ページ、23ページになります。

地名の変更を行う理由についてですが、施設の維持管理の重要性が増してきている背景のもと、金沢市下水道施設の所在する地名の精査を行ったところ、これまでの土地区画整理事業に伴い地名に変更が生じていることによる変更、及び複数の地名にまたがって所在する都市施設について、代表地名での記載から、所在する全ての地名への変更になります。

今回の変更は、まず浅野処理区において、こちらの左上にお示しします、駅西中継ポンプ場の地名が北安江町から北安江四丁目に、右上にお示しします、上諸江汚水中継ポンプ場の地名が諸江町から駅西新町二丁目に、左下にお示しします、戸板雨水ポンプ場の地名が示野中町から示野中町二丁目に、続いて臨海処理区において、右下にお示しします、木越汚水中継ポンプ場の地名が木越町、大場町からみずき三丁目にそれぞれ変更になります。

こちらは西部処理区の変更計画図です。西部処理区においては、西部水質管理センター吐口の上流側の地名が、間明町二丁目から黒田町に、西部水質管理センターの地名が、東力町から東力町、間明町二丁目、黒田町にそれぞれ変更になります。

こちらが変更概要になります。議案書は22ページ、23ページになります。

赤字で書かれた上段が変更前で、下段が変更後になります。変更内容については、先ほど計画図をお示しし、申し上げたとおりです。変更理由につきましては、これまでの土地区画整理事業に伴う地名変更によるものです。

同じくこちらが変更概要になります。議案書は22ページ、23ページになります。

赤字で書かれた上段が変更前で、下段が変更後になります。変更内容については、先ほど計画図をお示しし、申し上げたとおりです。変更理由につきましては、代表地名での記載から所在する全ての地名を反映させるためのものです。

最後に、本案件につきましては、平成29年11月13日から11月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が下水道の変更の説明でございます。

## ●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

## ●A委員

一、二点お聞きしたいのですが、臨海処理区の農業集落排水区域の編入の件で、経済的、効率的に整備していくということでしたが、言ってみれば、農水省所管で整備するところを国交省の方でやるということは、そういうことなのでしょうか。

元々、下水道というのは、所管別エリアマップみたいに、農水省や国交省、厚生労働省がそれぞれ役割分担して、整備することになっているかと思いますが、これは農業集落排水を公共下水道に取り込んでしまうということなのでしょうか。そのために、下水道のベースとなるようなエリアマップを踏まえたいうえの変更なのでしょうか。そこが一点目です。

○事務局

委員ご指摘のとおり、農業集落排水区域につきましては、現在市役所の部局では農林部局が管轄しておりました。それが薬師谷地区以外の農業集落排水区域も含めて、公共下水道を所管しております企業局の方に統合するという流れがありまして、その中で薬師谷地区については、経済比較等を行った結果、公共下水道に編入し、農水省から国交省へ所管が変わるという結果になっています。また、他の農業集落排水区域では、そのままという区域もあります。

エリアマップにつきましては昨年度に、一斉の見直しを行った中で、当地区においては公共下水道に編入するという位置付けで変更をしております。

●A委員

はい、分かりました。

もう一点ですが、公共下水道区域に入れると、終末の処理場の能力に関係します。今回は29haと1%程度なので、多分大丈夫だと思うのですが、その処理能力は支障がないのかという確認です。むしろ少し懸念されるのは、これだけ人口が減ってきていて、一人当たりの排水は、下水の減少の方向にあると思います。現在処理場では各何系列かあり、そのうちの一部が稼働している状況かと思いますが、これらの将来的な見通しや、現在の稼働状況も含めて、処理状況や処理能力に支障ないかの確認をしたいと思います。

○事務局

臨海水質管理センターの処理能力ですが、4系列で1日当たり46,000m<sup>3</sup>あります。平成28年度の実績は、1日当たり37,000m<sup>3</sup>程になっております。それで十分、薬師谷地区の分が入った場合でも処理能力には問題ございません。

●A委員

稼働状況はどうか。

○事務局

今、トータルで4系列になっています。その内、全部4系列作ってありまして、薬師谷地区の分も入っても大丈夫です。

●A委員

全て稼働しているということですね。

○事務局

はい、そうです。

●会長

今までもかかっていると思いますが、公共下水道に入ると下水道料金がかかります。住民の受益者の負担は変わらないのですか。今回は、接続の工事費もかかりますよね。

○事務局

農業集落排水の使用料が元々企業局と同じ公共下水道の使用料となっていますので、使われている方々の使用料は変わりません。

●会長

はい、分かりました。

もう一点ですが、太陽が丘の方ですが、マンホールポンプの維持管理費は、公共下水道側、つまり企業局で負担するのでしょうか。

○事務局

そうです。

●会長

そうすると、そこも同じような下水道料金ということですか。

○事務局

そうです。今、公共下水道区域に編入した場合、料金は普通の公共下水道料金になります。

●会長

料金は現在から上がりますか、上がらないですか。農業集落排水は、元々公共下水道の使用料としていたので変わらないという話ですけれど、太陽が丘はどうなりますか。

○事務局

太陽が丘につきましては、少し値上がりする形になります。今は、接続の協議を行っておりまして、その辺につきましては、太陽ヶ丘土地区画整理組合の方で地元の方に説明をしている最中でございます。

●会長

分かりました。まだ、了承が得られているわけではないということですね。

○事務局

はい、そうです。

●C委員

先ほどの会長の質問にも関連すると思いますけど、太陽が丘の中継ポンプ場の廃止の理由として、汚水量の見直しにより、マンホールポンプによる圧送が可能になったためとありました。今のまま中継ポンプ場に使ってもよいのではないかと思います。もう少し積極的なメリットがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

現在は太陽ヶ丘土地区画整理組合で、先ほどの説明資料にありました、白い建物の処理場にて、下水の処理をしております。もし公共下水道に移管された場合、その処理場の建物を利用して、中の機械を改造しまして、ポンプ場とする予定でした。

3.2 $\text{m}^3$ を超えるとポンプ場が必要になりますが、先ほどの説明でもありましたように、今の場合は、2.2 $\text{m}^3$ と3.2 $\text{m}^3$ 以下であり、マンホールポンプでの対応が十分可能ということになります。新たなポンプ場の費用が不要ということで、マンホールポンプにすることにしております。



●会長

下水の原単位があれほど大きく変わってきた背景とございますか、理由や根拠はどこにありますか。1,000<sup>リットル</sup> L から約600<sup>リットル</sup> L ということは、4割減ったということですが、人間の生活がそれだけ水を使わなくなったということでしょうか。

○事務局

節水機器の普及等が要因の一つです。

●会長

あまりお風呂も入らないということですか。

○事務局

今は、トイレも節水機器で流す量も少なくなっています。

また、原単位の1,000<sup>リットル</sup> L は、昭和62年頃の原単位が今より少なく、将来はトレンド予測により右肩上がりで、1人当たりの汚水量が増えていくのではないかと予想をしていた数値であり、実際はその後に節水機器等も出てきましたので、原単位の推移が横ばいになったため、これだけの差が生まれているということかと思えます。

●会長

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。いくつか委員からのご質問やご意見が出ましたけども、特に反対という意見でもございませんでしたので、今後の事業を進める上で、参考意見にさせていただき、計画案通り答申したいと思います。ありがとうございました。

●会長

それでは、その他案件が1件ございます。議案第386号「金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第386号 金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について、ご説明いたします。お手元の議案書は、28ページから31ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

建築基準法第51条ただし書きに基づく、廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議していただくものです。

今回はこちらの、一般廃棄物処理施設で1日の処理能力が5tを超えるものとなり、金沢市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないとして、許可されなければ、施設の設置はできません。

位置図になります。議案書は29ページになります。こちらが、諸江向栗崎線、臨港線となり、こちらが、金沢市企業局港エネルギーセンターになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が、本案件であります湊3丁目地内の株式会社金沢柿田商店の敷地となります。

拡大した位置図です。議案書は30ページになります。こちらが都市計画道路臨港線で、赤線で囲まれた部分が株式会社金沢柿田商店の敷地で、面積は約16,858㎡になります。

金沢柿田商店の事業概要について、ご説明いたします。金沢柿田商店は昭和38年に鳴和2丁目地内に会社を設立し、工場や建設現場から出る金属くずの処分を始め、昭和48年から金沢市の家庭ごみのうち、金属くずも併せて処理を行っていました。

昭和50年に現在の湊3丁目地内に事業場を移転した後も、現在に至るまで引き続き処理を行っております。工場や建設現場から出る金属くずの一部には処理にコストがかかる場合があるため、平成9年に産業廃棄物処分業の許可を取得しております。現在は、事業を拡大し、金属以外にも、がれき類や廃プラスチック類、木くずなどの処理も行っております。

また、これまで金沢市から委託された家庭系の金属くずは買い取ることができたため、廃棄物として取り扱うことはありませんでしたが、近年の中国経済の動向により、買い取り価格が下落し、処分費用が必要となる可能性が高くなってきております。

そのため、廃棄物として処理することとなった場合でも引き続き処理ができるよう、新たに一般廃棄物処理施設の許可を取得しようとするものです。

つまり、今後、金属くずが買取価格によって、一般廃棄物として取り扱われる可能性があることを想定し、仮に廃棄物となった場合であっても引き続き処理できるように許可を取得しようとするもので、これまでの作業内容や施設が変わるものではありません。

敷地の配置図と現況写真であります。議案書は31ページになります。こちらは、敷地入口の写真となります。こちらが、今回の対象となる一般廃棄物の圧縮機がある建物になります。圧縮機は既設のものを使用し、処理能力は、1日当たり90tになります。

処理工程について説明いたします。敷地は、スクリーン左から第5ヤード、第1ヤード、第2ヤード、第3ヤード、第4ヤードに分かれており、今回の対象となる圧縮機は第1ヤードに設置されています。

第1ヤードにトラックで搬入された金属くずは、クレーンや重機でこちらの処理前置場に運ばれます。ショベルカーでこちらの建物に運ばれ、圧縮機にて圧縮します。圧縮後は、同建物内で保管します。写真は、既存の産業廃棄物のもので、壁際に積まれています。今回申請の金属くずは、こちらの保管場所で保管され、搬出されるのを待ちます。その後は、トレーラーにて別の事業者へ売却されます。

こちらは廃棄物処理施設を市街化区域内に設置する場合における都市計画審議会への付議基準の概要となります。

①用途地域、②距離基準、③道路の基準、④緑化とありますがこちらは環境保全の基準となります。そして、⑤公害対策の基準となります。それでは、これらの基準について、ご説明いたします。

まず、一つ目の用途地域、及び二つ目の距離基準についてご説明します。

①工業地域又は工業専用地域であることという基準に対しては、赤線で囲まれた部分が当敷地ですが、青紫色で塗られた部分は工業専用地域となります。

また、②住居系用途地域、学校（保育所、病院）等から100m以上離れていることについては、赤色の点線で囲まれた部分が100mを表しておりまして、住居系用途地域はなく、学校等の施設もございません。なお、大野川を挟んだ対岸側は内灘町の行政区域となり、用途地域は準工業地域の指定がなされております。

続きまして③道路の基準です。搬入、搬出口に接する道路幅員は8m以上という基準に対しては、搬入、搬出口となる前面の道路は幅員9mの道路であります。

また、今回の計画に伴う車両の台数は変わりませんので、交通に与える影響はありません。

次に、④環境保全の基準です。敷地内の緑化が図られていることという基準に対しては、現在、敷地内には、黄緑色で塗られた部分に右側の写真にありますように、植栽がございます。また、事務所前でも緑化に配慮されており、支障はないものと判断いたします。

最後に、⑤公害対策の基準であります。公害対策が図られた計画であるという基準に対しましては、まず、こちらの水色の点線部分ですが、防音壁としまして、高さ約6mの鉄板、黒色の点線部分は高さ約4mの鉄板が設置されております。

また、建物内で圧縮機作業を行っており、騒音、振動、粉塵といった公害対策が図られた計画となっております。新たな機械の設置はないため、騒音レベル・振動レベルは現況値と変わりありません。

以上により、付議基準をすべて満たしていることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について都市計画上の支障はないものと判断します。

以上が中間処理施設の敷地の位置についての説明でございます。

●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●会長

元々、産業廃棄物で許可を得ているので、おそらく大きな問題はないかと思いますが、一点だけ確認ですけれど、緑化率はどれぐらいあるのでしょうか。普通緑化をなさないと規定されているところでは、3%以上と一般的には言われていますが、先ほどの図を見ますとそこまではなさそうな感じはするのですが。

○事務局

ご指摘の率につきましては、以前からの施設であるということもございまして、算定は特にしてはいないのですが、葉張りを含めると5%から10%程度になるのではないかと考えております。

●会長

分かりました。

●会長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、議案第386号につきましても、特にご意見もないようなので、このまま承認したいと思います。どうもありがとうございました。以上3件につきましては原案どおり答申したいと思います。よろしく申し上げます。

●会長

続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

それでは、案件結果報告を申し上げます。議案書は32ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成29年8月23日に開催しました、第85回金沢市都市計画審議会でご審議いただ

きました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第 382 号「金沢都市計画地区計画の決定」（ウッドパーク新保本地区）につきましては、平成 29 年 9 月 11 日付け金沢市告示第 297 号で決定の告示がなされております。

議案第 383 号「金沢都市計画高度地区の変更」（広坂地区）につきましては、平成 29 年 9 月 11 日付け金沢市告示第 298 号で決定の告示がなされております。

以上、案件結果報告でございます。

#### ●会長

これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。なお、この際ですので、委員の皆様から何かご討議いただくような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

ご意見もないようなので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

#### ○司会

高山会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。ご審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせていただきます。また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。